

文書質問

2018年3月27日

日本共産党 米倉春奈

一 男女平等、性的マイノリティ支援について

東京都の男女平等社会実現に向けた取組は、多様性の尊重を踏まえて、男女だけではなく多様な性を含めたすべての人が尊重され、参画できる社会を目指す観点を持つことが重要だと考える。

Q1 都の男女平等の取組では、女性への支援と同時に、性的マイノリティへの支援も位置づけて取り組んでいくことが重要ですが、都の認識と取り組みについてうかがいます。

2015年に、同性カップルへの「パートナーシップ証明書」の発行をスタートした渋谷区は、2016年から、月1回開催される、LGBTコミュニティスペース「#渋谷にかける虹」を設置しています。来場者同士で気軽に相談ができたり、おしゃべりが楽しめる時間を設けるとともに、冒頭の30分間では、毎回設定したテーマについてのミニプレゼンもあります。

去年の夏休みには、「LGBTのティーン」というテーマで、中高生の当事者が明るく楽しく過ごせる未来を目指して活動する中高生LGBTであり支援団体に活動する方に話を聞くことなども企画しています。

渋谷区長は、このコミュニティスペースのキックオフイベントで「条例はパートナーがいる人のための施策。今後は思春期の子供たちや、その親などのサポートも考えていきたい。このコミュニティスペースの開設もそのような取り組みの一つです」と、LGBTコミュニティスペース開設の意義を語っています。

LGBTは、各種調査によると、人口の7～8%、つまり13人にひとりだと言われていますから、例えば学校では、どの学級にもいると考えるのが適当です。

宝塚大学看護学部の日高康晴教授が2016年に行った「LGBT当事者の意識調査」を行っていますが、小・中・高の学校生活でのいじめの被害について、10代の回答者の約5割がいじめにあったと答えています。いじめのおきる土壌をつくらないこと、そして何より当事者が自分のままでいいのだと自分を受け入れるために、都教育委員会や、生活文化局と私立学校などとの連携により、教員や、児童生徒が肯定的に学べる機会を確保することが重要です。

同時に、学校等以外にも、安心して集える居場所があること、同じ立場の人とつながる場があることは、大きなはげましとなります。こうした取り組みはまだまだこれからという区市町村も少なくない中で、東京都が積極的に取り組んでいくことが重要です。

Q2 都としても、ウィメンズプラザなどでの相談事業は、経験を蓄積し、より当事者によりそうものになるよう努めること、また当事者の居場所や交流、学習の場も作るなど、当事者の意見もうかがいながら取り組みを拡充していただきたいと思いますが、いかがですか。

都は、配偶者暴力防止の取組として、これまで区市町村と連携して相談事業を行うことや配偶者暴力、DVの被害者を保護する緊急の保護を行う一時保護、また、保護が必要で、自立に向けた就労などを支える婦人保護施設を運営しています。

この分野では民間の女性支援団体の活動も重要で、行政ではカバーできない支援を行っています。そのひとつが同行支援です。

相談に来られる女性の中には心身ともに暴力でダメージを受け、一人で役所の窓口に行き、手続きをすることが困難なケースもあります。そうした場合に、一緒に付き添って、行政手続きのサポートを行うなどのきめ細かい支援を行っています。

Q3 都はDV被害者支援民間活動助成を行い、民間団体が行う自主的な活動などを支援してきましたが、これまでどのような取組を行ってきたのですか。

私も民間の女性のシェルターを運営している方たちにお話を伺ってきましたが、公的な財政支援がうすいために、独自のTシャツなどのグッズを売って財政活動を行うなど、自ら金銭的な負担も相当負いながらサポートを行っている団体もあり、財政的な厳しさは多くの団体から話を伺います。ですから、民間のシェルターの施設の整備や、普及啓発活動に対しての助成は、非常に重要です。

Q4 来年度、都の予算案で、助成のための予算が900万円から1200万円に増額していることは大切です。これまでどの程度、申請が来ていたのか。また増額することにより、どのように助成事業が充実するのかがいます。

Q5 また、DV被害者や民間支援団体の現状を見れば、まだまだ支援は足りません。いっそうの拡充が必要だと思いますが、いかがですか。

Q6 配偶者暴力の防止、支援の取組には、性的マイノリティの方の相談も対象とすることが必要ですが、いかがですか。

二 特別支援学校の寄宿舎について

来年度の寄宿舎の指導員数は、2017年度の実員数81人から74人に、7人減る予定だと聞いています。都教委は、各寄宿舎の指導員数は定数をこえているから、7人分について、新規や代替の指導員を確保し、現状の配置を維持する予定はないとしています。しかし寄宿舎では、定数をこえる指導員が配置されていても、児童生徒を安全に受け入れるには人数が足りず、児童生徒の宿泊日数が制限される事態が起きています。保護者と寄宿舎指導員など関係者の団体からは、「安全面などから、舎生のほとんどのご家族が希望する寄宿舎泊数はかないませんでした」という声が寄せられています。

とくに他害や自傷がある方や重度障害の方には指導員がつきっきりになるため、残りの指導員が他の寄宿舎生全体をみなければならなくなり、障害の重い子どもほど、寄宿舎に入りづらい状況となっています。久我山青光学園では、週に4泊を希望する子どもが、1泊しかできないケースが生まれているときいています。

寄宿舎に泊まれれば1時間目から授業に参加できるけれど、自宅から通学すると、通学時間や家族の介護などの事情から、10時すぎでないと登校できないなどの状況もあるときいています。このまま指導員が減ってしまえば、子どもの学ぶ権利を保障できなくなりかねません。

Q1 来年度の寄宿舎指導員数は、せめて今年度の指導員数を確保するべきですが、いかがですか。

Q2 寄宿舎がある特別支援学校5校全ての保護者から、一番の要求として、寄宿舎の指導員を増やして欲しい、という声が出される状況を、都教委はどう受け止めていますか。

Q3 現状の、寄宿舎の指導員定数では、寄宿舎の定員まで寄宿舎生を受け入れることができず、必要な児童生徒が寄宿舎に入れずにいる実態について、都教委は、寄宿舎指導員など現場職員から聞き取りなどを行い、実態を調査すべきですが、調査しているのですか。行っていないのならば、早急に調査することを求めますがいかがですか。

Q4 寄宿舎指導員の定数は、寄宿舎の実態を調査した上で、児童生徒の安全を確保して受け入れられる体制とするために、引き上げるべきですがいかがですか。